

# 大阪府泉佐野保健所健康危機管理マニュアル

平成 16 年 11 月

## 目 次

### 第1章 はじめに

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本的な考え方
- 4 職員の心得
- 5 健康危機管理チーム及びチーム長の役割

### 第2章 平常時の備え

- 1 心がまえ
- 2 健康危機の未然防止
  - (1) 監視業務の徹底
  - (2) 地域に特徴的な健康被害の発生の可能性の把握
- 3 健康危機発生に備えた情報収集
  - (1) 健康危機情報の収集
  - (2) 救急病院等の把握
  - (3) 要支援者の把握
- 4 健康危機発生時を想定した体制
  - (1) 時間外・休日の体制
  - (2) 職員の研修
  - (3) シミュレーションの実施
  - (4) 情報通信手段の確保
- 5 機器の整備・点検、必要物品の確保
  - (1) 機器の定期点検
  - (2) 医薬品の確保
- 6 地域との連携
  - (1) 地域住民への啓発・情報提供
  - (2) 地域住民等からの情報収集
  - (3) 関係機関との会議

### 第3章 健康危機発生時の対応

- 1 情報の受理・伝達

- (1) 情報の受理
- (2) 所内伝達
- (3) 本庁及び関係機関への伝達
- 2 初動体制
  - (1) 職員の確保
  - (2) 組織の編成
- 3 初動対応
  - (1) 総括
  - (2) 情報の収集・原因の究明
  - (3) 被害拡大防止措置
  - (4) 被害者の搬送・治療
  - (5) 府民からの健康不安についての相談
- 4 報道提供
- 5 初動後の対応
  - (1) 対策会議の開催
  - (2) 危機管理対策としての継続
- 6 危機終息後の対応
  - (1) 評価分析
  - (2) P T S D対策

## 資料編

表 1	特徴的な施設
表 2	救急病院等医療機関
表 3	専門機関
表 4 - 1	避難所候補地（泉佐野市）
表 4 - 2	避難所候補地（泉南市）
表 4 - 3	避難所候補地（阪南市）
表 4 - 4	避難所候補地（熊取町）
表 4 - 5	避難所候補地（田尻町）
表 4 - 6	避難所候補地（岬町）
表 5 - 1	災害用臨時ヘリポート候補地
表 5 - 2	災害拠点病院臨時ヘリポート
表 5 - 3	大阪府南部広域防災拠点臨時ヘリポート
表 6 - 1	健康危機管理対応物品リスト（2F 多目的室）
表 6 - 2 - 1	健康危機管理対応物品リスト（診察室 4 およびその他）
表 6 - 2 - 2	健康危機管理対応物品リスト（診察室 4 およびその他）
表 7 - 1	マムシ抗毒素および有機リン拮抗薬（PAM）を有する管内医療機関
表 7 - 2	特殊な医薬品等を有する管内医療機関
表 7 - 3	セアカゴケグモ抗毒素を有する医療機関
表 8 - 1	本庁関係課及び関係機関の連絡先
表 8 - 2	関係市町連絡先
表 9	初動チームの編成
表 10	健康危機管理の適用要綱等
別紙 1	大阪府泉佐野保健所健康危機発生時概念図
別紙 2	大阪府泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議設置要綱
別紙 3	大阪府泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議委員名簿
別紙 4	大阪府泉佐野保健所健康危機対策会議
別紙 5	所内対応体制

様式 1	発生受理票 .....
様式 2	調査依頼票 (FAX 送付状) .....
様式 3—1	調査票 .....
様式 3—2	調査票 .....
様式 4	チェックリスト (総務グループ) .....
様式 5	チェックリスト (調査グループ) .....
様式 6	チェックリスト (医療・相談グループ) .....

参考

資料リスト	.....
-------	-------

## 第1章 はじめに

### 1 目的

このマニュアルは、管内における健康危機による健康被害の未然防止及び健康危機発生時の対応等(別紙1 大阪府泉佐野保健所健康危機発生時概念図)について、大阪府健康危機管理基本指針に基づき、大阪府泉佐野保健所(以下「保健所」という。)が果たすべき役割を定める。

### 2 定義

- (1) 「健康危機」とは、有害物質(毒物、劇物等身体に障害を及ぼす化学物質をいう。)、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる地域住民の健康、生命の安全を脅かす事態をいう。
- (2) 「健康危機管理」とは、「健康危機」に対して行われる健康被害の発生予防、原因調査、被害拡大防止、医療機関の確保等に関する業務で、保健所の所管に属するものをいう。

### 3 基本的な考え方

- (1) 健康危機発生の未然防止に努める。
  - ア 日ごろから健康危機の未然防止という視点を持って業務を行う。
  - イ 健康危機と関連のある必要な情報を収集する。
  - ウ 関係部署、関係機関との連携を密にし、協力体制を確保する。
  - エ 地域住民等への啓発・情報提供を行う。
- (2) 健康危機発生時に適切に対応する。
  - ア 速やかに、かつ適切に情報の収集・伝達を行う。
  - イ 速やかに、かつ適切な対応により被害の拡大防止を図る。
  - ウ 速やかに原因を究明する。
  - エ 医療機関等を確保する。
  - オ 府民等からの相談に応じる。
  - カ 府民等への情報提供を行う。
  - キ 住民のプライバシー等人権に十分配慮した対応を行う。

#### 4 職員の心得

全職員は、健康危機管理に当たっては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 常に危機意識を持ち日常業務の遂行にあたり、健康危機に関する情報収集に努める。
- (2) 守秘義務を遵守すること。特に健康被害者や関係者のプライバシー等の人権に十分配慮する。
- (3) 予断を持つことなく、迅速な現場の状況把握と科学的な知見に基づき客観的に評価する。
- (4) 健康危機に関する研修に参加するなど自己研鑽に努める。なお、所長は、職員が専門的な知識及び適切な対応力を習得できる機会の確保に努める。

#### 5 健康危機管理チーム及びチーム長の役割

##### (1)健康危機管理チーム

ア 様々な健康危機事象に対して、組織的かつ機動的に対応するため、所内横断的な健康危機管理チーム(以下「チーム」という。)を設置し、地域における健康危機に備えた総合的な準備や情報共有化の推進を行うとともに、健康危機時には保健所組織の中核として活動する。

イ チームが対象とする健康危機事象は、保健所として総合的な対策、対応が必要な健康危機事象とし、所長が判断する。

ウ チームは、各課長(企画調整課長、地域保健課長、衛生課長、薬事課長、食品監視課長、環境衛生課長、検査課長)、保健補佐及び医師(健康危機管理・総合調整担当)をもって構成する。なお、健康危機時や準備活動においては、チーム員が中核となり、職員全員が対応する。

##### (3) チーム長

ア チーム長には、医師を充て、所長が発令する。

イ チーム長は、所長等の命を受け、チームを指揮するとともに、地域における健康危機に関する情報の総括をはじめ地域の健康危機管理に関する事項を担当する。

ウ チーム長は、チーム及び所内における健康危機に関する情報共有化、意思疎通の円滑化を図るため、定期的(毎月第二水曜日)に会議を開催する。

## 第2章 平常時の備え

### 1 心がまえ

- (1) 健康危機管理において、危機事象が発生したときの初動体制の確保や、発生した危機事象に対する適切な対応が重要であることはもちろんであるが、最も重要なことは健康危機の発生を未然に防ぐことである。
- (2) 保健所が各種の法令やそれによる通知に基づいて行っている日ごろの業務、特に監視業務の多くは、健康危機の発生の防止を目的としたものといえる。従って、日ごろから職員が健康危機の未然防止という視点を持って、業務に携わることが必要である。
- (3) また、一方で自然災害のように、未然防止策を講じることのできない健康危機も存在する。このような健康危機に対しては、平常時から健康危機の発生を想定し、健康危機の発生時に適切に対応できるように準備をする必要がある。

### 2 健康危機の未然防止

#### (1) 監視業務の徹底

- ア 保健所の日ごろの監視業務の徹底が、危機の未然防止につながるという視点を全職員が持つ。
- イ 日常の監視業務の根拠法としては、医療法、医師法、食品衛生法、水道法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、薬事法、毒物及び劇物取締法など多岐にわたるが、職員は、平常時の業務を通し、日ごろから万全の対応を行う。

#### (2) 地域に特徴的な健康被害の発生の可能性の把握

- ア 保健所管内で健康危機が発生する可能性が高い施設等(表 1)の対応について検討する。
- イ また、洪水、津波、地滑りのような自然災害が原因となって健康危機が発生する危険性がある地域についても把握し、その対応についても検討する。
- ウ 地域に特徴的な健康危機の発生する危険性を検討するに当たっては、過去に所管地域内で発生した健康危機の発生頻度、規模、位置、期間等を把握する。

### 3 健康危機発生に備えた情報収集

#### (1) 健康危機情報の収集

ア チーム(長)は、平常時においては、専門書、インターネット等により、健康危機の原因となる微生物、化学物質等による症状、疫学、治療法等についての情報を収集し、知識を習得する必要がある。特に、地域に特徴的な健康被害の対応に必要な資料は、本庁や周辺保健所と連携をとって、事前に収集しておく。

## (2) 救急病院等の把握

ア 管内の救急病院等医療機関について、個々の救急の受け入れ能力、SARS 等の感染症に対応可能か否かについても把握する(表 2)。

イ その他健康危機管理を行う際に必要な情報については次のとおりである。

特殊な医薬品等を保有する医療機関等

化学物質や感染症に関する専門機関(表 3)

市町村が作成する避難所候補地(表4-1、表4-2、表4-3、表4-4、表4-5、表4-6)

患者や物資のヘリコプター搬送が行われる際に必要となる緊急離発着場の候補地とその場所の管理者(表5-1、表5-2、表5-3)

## (3) 要支援者の把握

ア 保健所が業務で関わっている難病患者、精神障害者、障害児等は、健康危機の発生により、在宅医療等の継続が困難となる場合があるため、これら要支援者については、危機発生時に対応できるよう、リスク・アセスメントを行う。

イ 併せて、要支援者に関わっている医師会、医療機関、福祉部門、教育部門等の関係機関を把握し、予めこれらの関係機関等との連携体制を構築する。

## 4 健康危機発生時を想定した体制

### (1) 時間外・休日の体制

#### ア 連絡網

(ア) 勤務時間外に健康危機が発生した場合の情報伝達及び職員召集は、夜間休日緊急連絡網を準用する。

(イ) 日ごろより連絡が伝わるかどうかのシミュレーションを定期的実施する。

#### イ 長期閉庁時の連絡体制

(ア) 年末年始、ゴールデン・ウィークなど、長期(概ね4日以上)にわたって保健所が開庁しない場合は、各日の連絡順位を定めるなど、本庁や関係機関などからの連絡を受けられる

体制を整備する。

#### ウ 時間外・休日の開庁

(ア)個別のマニュアル等に定められている事態が発生した場合や、本庁から指示があった場合は、時間外・休日に保健所を開庁し、危機の発生に備える。

#### (2)職員の研修

ア 日ごろから、健康危機発生の際に、原因究明のために行う疫学的な分析、調査並びに緊急時における対応等に関する職員研修、健康危機事例に関する調査研究、情報収集等を積極的に行い、職員の資質の向上に努める。

イ 健康危機管理に関する知見を有し、そのあり方について助言を得ることができる本庁担当課や専門家との間の意思疎通等を日ごろから図る。

ウ インターネットについては、災害時の通信手段として威力を発揮するため、日ごろからインターネットを利用した情報収集のみならず通信(E-mail等)についても習熟しておく。

#### (3)シミュレーションの実施

ア 健康危機が発生したときに、職員が迅速・的確に対応できるようになるには、実際に健康危機を経験することが最も有効であるが、実際に個人が経験できる健康危機事象は限られている。このため、シミュレーションを実施し、職員の対応能力を高めておく。

イ シミュレーションの実施にあたっては、危機管理事象が発生する危険性の高さと、発生した場合の被害の重大性を考慮して、事象を選択する。SARSをはじめとする感染力が強く症状が重篤となる感染症の患者が管内に発生する事態は、可能性としても高く、対応を誤れば多くの住民に被害が及ぶおそれがあることから、搬送を含め、定期的にシミュレーションを行う。

ウ 薬事課、食品監視課、環境衛生課、検査課は、南ブロック各保健所からの要請をうけ、必要に応じ、南ブロック各保健所の健康危機管理に参画する。要請は南ブロック各保健所長から泉佐野保健所長に対して行う。

#### (4)情報通信手段の確保

ア 電話回線輻輳時においても、保健所は府庁及びその出先機関と無線により連絡可能である上、優先して使用できる災害優先番号が指定されており、一般電話に優先して発信できるようになっている。保健所における災害優先番号は0724-62-7704である。なお、災害優先番号は、発信時のみ有効で、着信時には有効でないため、所外から連絡をとるときは、災害優先番号の指定を受けた携帯電話や優先的にかかる仕組みとなっている街頭公衆電

話を利用するよう心がける。

## 5 機器の整備・点検、必要物品の確保

### (1) 機器の定期点検

ア 健康危機発生時に備え、物品リスト(表6-1、表6-2-1、表6-2-2)の在庫確認と定期的に動作確認を行う。

### (2) 医薬品の確保

イ 地域で想定される健康危機管理に対応するために必要な医薬品(例えば、有機リン剤工場を有する地域ではプラリドキシム、毒蛇の多い地域ではその毒素に対する抗血清等)については「薬務課災害時医薬品等供給マニュアル」により調達するが、管内医療機関での確保状況は表のとおりである(表7-1、表7-2、表7-3)。

## 6 地域との連携

### (1) 地域住民への啓発・情報提供

ア 日ごろより、関係機関・団体等の協力を得て、地域住民に健康危機管理情報の提供を行う。

イ 最新の情報は、講演会やキャンペーンのほか、保健所のホームページに掲載することにより周知を図る。

### (2) 地域住民等からの情報収集

ア 地域住民、学校(幼稚園、保育所を含む。)、老人施設等から感染症の集団発生等が疑われる健康被害の情報があつた場合、当該情報を積極的に受け止めて情報収集を行い、周辺へ被害が拡大されると危惧される時は、関係機関とも連携の上、その拡大予防に努める。

### (3) 関係機関との会議

ア 平常時より、保健所管内の健康危機管理に関わる関係機関が相互に情報交換を行い、円滑な意思疎通を行うことを目的として、大阪府泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議を開催する。

(別紙2 大阪府泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議設置要綱)

(別紙3 大阪府泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議構成員)

## 第3章 健康危機発生時の対応

### 1 情報の受理・伝達

#### (1) 情報の受理

ア 健康危機発生又はそのおそれのある情報を受理した職員は、健康危機管理対応事例発生受理票(様式1)に基づき、できるだけ詳細に記録する。

#### (2) 所内伝達

ア 健康危機発生又はそのおそれのある情報を受理した職員は、直ちに所長・次長に報告するとともに、併せてチーム長・所管課長等にも伝達する。

#### (3) 本庁及び関係機関への伝達

ア チーム長・所管課長は、本庁関係課及び関係機関(表8-1、表8-2)に受理した情報を連絡する。

### 2 初動体制

#### (1) 職員の確保

ア 所長は、チーム長・所管課長に指示し、初動対応に必要な職員を招集する。

イ 健康危機の規模が大きく、初動対応職員が十分に確保できない場合、所長は、本庁各課・ブロック内保健所等に応援を求める。

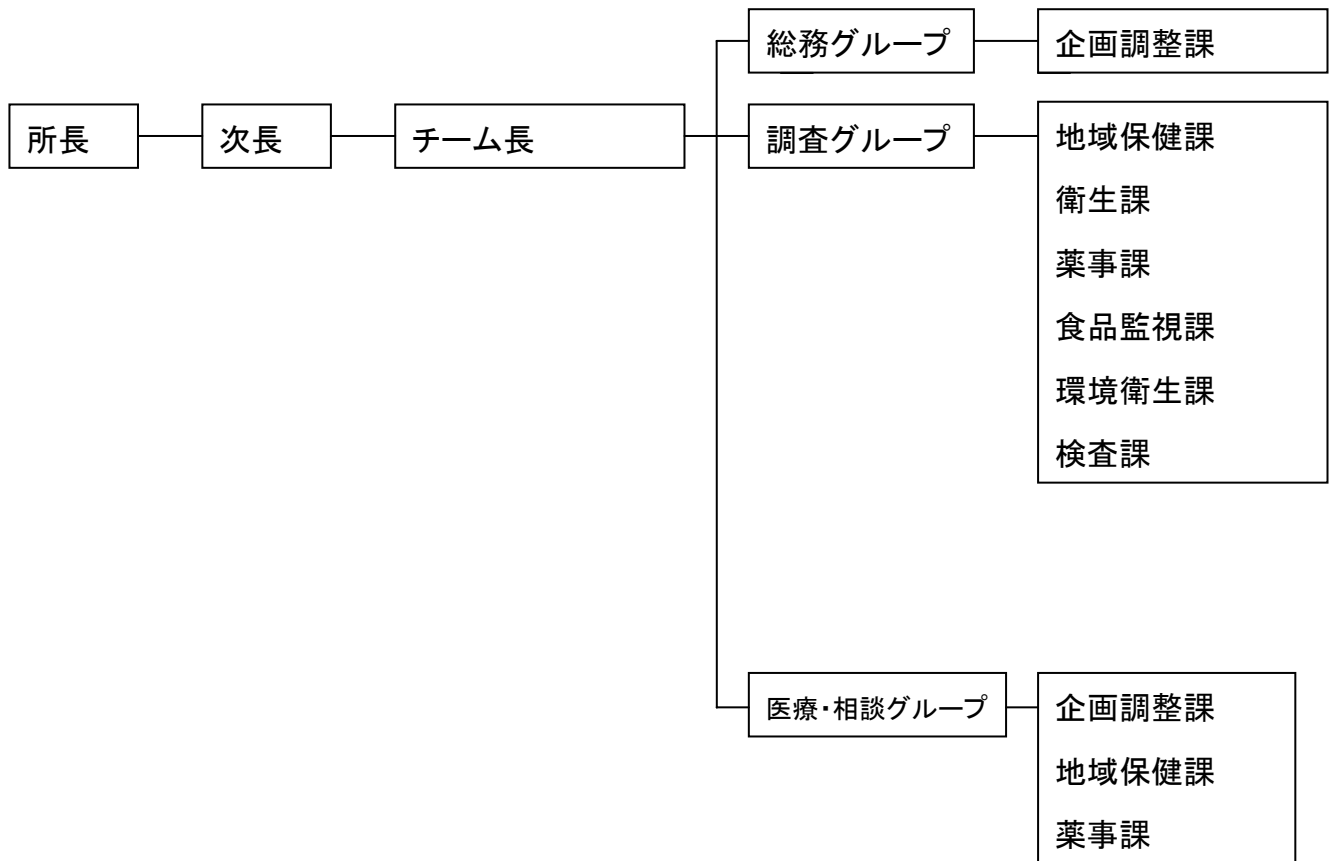
ウ 薬事課、食品監視課、環境衛生課、検査課は、南ブロック各保健所からの要請を受け、必要に応じ、健康危機時、南ブロック各保健所の健康危機管理に参画する。要請は南ブロック各保健所長から泉佐野保健所長に対して行う。

エ 所長は、健康危機時に南ブロック各保健所長から要請を受けた場合、必要に応じ、薬事課、食品監視課、環境衛生課、検査課職員を当該保健所の健康危機管理に参画させることができる。

#### (2) 組織の編成

ア 所長は、参集した職員で「初動チーム(表 9)」を編成し、各グループのリーダー、サブリーダーを指名し、初動対応にあたる。

## 初動チーム組織図



### 3 初動対応

#### (1) 総括

ア 所長は、全体の指揮、総括を行う。

イ チーム長は、所長を補佐するとともに、「初動チーム」の各グループからの報告を受け、総合的な判断を行い、具体的な指示を行う。

#### (2) 情報の収集・原因の究明

ア 初動チームは迅速、かつ的確な情報把握を行うため、健康被害者及び関係者にたいして調査依頼表(様式2)により事前に必要な調査事項を依頼する。

イ 調査グループは、健康危機管理調査票(様式3-1、様式3-2)により、健康被害の発生した日時、場所、被害者の症状、発生人数、被害拡大状況、重症者の発生状況、推定される原因その他必要な情報についてできる限り迅速に調査収集する。

ウ 総務グループは、本庁関係課及び関係機関に得られた情報を連絡する。

エ 各グループは、チェックリスト(様式4、様式5、様式6)を用いて各グループの業務を点

検する。

オ 所長は、健康被害の原因を究明し、適切な診療方法についての助言を得るため、専門機関(表 4)に協力を求める。

カ 所長は、原因究明のために、府立公衆衛生研究所等の関係機関に検査の協力を依頼し、検体を採取し搬送する。

### (3) 被害拡大防止措置

ア 調査の結果、今後も被害の拡大が考えられる場合、調査グループが中心となり、関係機関と協力して、原因と考えられる食品の回収や上水道の停止の依頼、消毒の指示など必要な措置を本庁関係課と協議し行い被害の拡大防止に努める。

イ 特に被害の原因が故意の犯罪による可能性があれば速やかに警察に通報し、調査に協力するものとする。

ウ 被害の拡大防止のために行政措置権限を行使する必要がある場合、本庁関係課と協議し、正確かつ速やかな対応を行う。その際、住民の人権に最大限の配慮を行う。

### (4) 被害者の搬送・治療

ア 二次感染や汚染のおそれがある場合は、医療・相談グループが中心になり、消防が実施する被害者の搬送に対して必要な支援を行う。(必要により、アイソレーター付き搬送車などの派遣を本庁へ依頼する。)

イ 状態が不安定で医師・保健師が付き添って搬送する患者がある場合は、医療・相談グループが中心になり、医療機関等に対し、消防が実施する被害者の搬送に対する支援についての要請を行う。被害が甚大で医療機関からの確保が間に合わない場合は、保健所医師・保健師も救護活動に参加する。

ウ 多数の被害者発生、急速な被害の拡大、重症患者の発生など、保健所が医療機関の確保に関わる必要がある場合は、医療・相談グループが中心になり、表2に示した医療機関に協力を要請するとともに、患者の重症度に応じて適切に搬送がされるよう消防本部等に情報提供をする。

エ 被害者の治療の参考となる情報については、直接又は医師会を通じて医療機関に対して情報提供を行う。特に推定される原因が薬物の混入などで、特殊な検査や治療を要する時は、迅速に情報を提供するとともに、適切な医療が提供されているかの確認を行う。

オ なお、医薬品の供給が必要な場合は、健康づくり感染症課保健所グループを通じて、必要な医薬品の種類と数量、搬送先などを薬務課総務企画グループに連絡する。

カ 医療・相談グループは、関係機関とともに、難病患者、精神障害者、障害児等の要支援者の被害状況を把握し、適切な医療や必要な援助が提供されているかの確認を行い、必要な援助を行う。

(5) 府民からの健康不安についての相談

ア 医療・相談グループが中心になり、府民からの健康不安について相談に応じ、十分な説明を行う。また、被害者及び家族の相談も行い、心のケアに努め、必要により精神科医の専門的な相談を行う。

イ 市町村はじめ関係機関が相談に適切に応じられるよう、本庁関係課と協議し、資料を作成し提供する。

#### 4 報道提供

(1) 府民への健康被害の拡大防止と安心・安全の確保を目的に、被害状況や対処法、注意事項について正確な情報を迅速に提供し、パニック防止対策に努める。大阪府及び保健所のホームページへの登載、マスメディアへの報道提供といった方法で行う。また、緊急時には掲示板等の活用も行う。

(2) マスコミに対する報道提供は、原則として本庁で窓口を一本化して対応するものとし、報道提供する内容の詳細は、本庁各課と各保健所の間で協議を行う。マスコミからの保健所への取材がある場合には、原則として次長が対応する。

(3) 情報提供に際しては、患者のプライバシー保護等人権に十分配慮した対応を行うとともに、マスコミにも協力を要請する。

(4) 報道提供に必要な資料の作成は、総務グループが中心に行う。

#### 5 初動後の対応

(1) 対策会議の開催

ア 所長・次長・チームメンバーによる泉佐野保健所健康危機対策会議(別紙4)を開催し、「初動チーム」等が収集した情報と対応状況を分析し、危機管理に関する方針決定を行い、初動対応組織から所内対応体制(別紙5)へ移行する。

イ 発生した健康被害が、健康危機管理の適用要綱等(表 10)に関することであることが明らかになった場合は、同要綱等を適用する。

ウ 大阪府地域防災計画において想定されている災害により健康被害が発生した場合には同

計画に基づき対応する。

## (2)危機管理対策としての継続

- ア 保健所は、関係機関と連携し、引き続き、情報の収集や原因の究明、被害の拡大防止、被害者の適切な医療確保、府民等からの相談に応じる。
- イ 定期的に所内対策会議を行い、各担当者は、対応状況等を報告する。患者の死亡等の重要な事態が発生した場合は、緊急会議を行う。
- ウ 総務グループは、定期的に被害状況及び対応状況を本庁関係課に報告する。
- エ 所長は、健康危機管理が長期化し、職員の健康管理上支障をきたすおそれがあると判断した場合は、健康づくり感染症課を通じて他の保健所からの応援を依頼する。
- オ 総務グループは、市町村や関係機関と連携しながら、保健医療ボランティア、NPO 等に対して窓口としての対応を行う。

## 6 危機終息後の対応

### (1)評価分析

- ア 保健所は、実施した健康危機管理の評価分析を行う。そのため、健康危機の発生から経過、被害者数の推移といった状況変化と発生時の対応について、経時的な記録を残しておく。
- イ 事後、記録をもとに、健康危機管理の評価と分析を実施し、本庁関係課や他の保健所に報告するとともに、関係機関にも参考資料を提供する。また、事例の集積を行うことにより危機管理基準の見直しと監視体制の改善を実施し、被害発生リスクを最小限にとどめるように努める。

### (2)PTSD対策

- ア 保健所は、PTSDの早期発見と相談に努める。

## 附則

### (施行期日)

この対応指針は平成15年12月17日から施行する。

### (施行期日)

泉佐野保健所健康危機管理対応指針は平成16年10月31日限り廃止し、平成16年11月1日から泉佐野保健所健康危機管理マニュアルとして施行する

表1 管内で特徴的な健康被害が発生する可能性が高い施設

	名称	所在地
空港	関西国際空港	泉佐野市りんくう往来北1-20
港湾	泉州港	泉佐野市泉州空港北
	泉佐野港	泉佐野市
	尾崎港	阪南市
	淡輪港	岬町
	深日港	岬町
原子力関係施設	京都大学原子炉実験所	泉南郡熊取町朝代西2丁目

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 表2 救急病院等医療機関            | 省略 |
| 表3 専門機関                 | 省略 |
| 表4-1 避難所候補地(泉佐野市)       | 省略 |
| 表4-2 避難所候補地(泉南市)        | 省略 |
| 表4-3 避難所候補地(阪南市)        | 省略 |
| 表4-4 避難所候補地(熊取町)        | 省略 |
| 表4-5 避難所候補地(田尻町)        | 省略 |
| 表4-6 避難所候補地(岬町)         | 省略 |
| 表5-1 災害用臨時ヘリポート候補地      | 省略 |
| 表5-2 災害拠点病院臨時ヘリポート      | 省略 |
| 表5-3 大阪府南部広域防災拠点臨時ヘリポート | 省略 |

表 6 - 1 健康危機管理対応物品リスト (2F 多目的室) 平成 16 年 11 月現在

物 品 名	数 量	保 管 場 所	備 考
被服類			
アンダーウェア (上着) M	4 1	2階多目的室 倉庫	
” L	2 6	”	
” LL	2 0	”	
アンダーウェア (ズボン) M	4 1	”	
” L	2 6	”	
” LL	2 0	”	
ガ ウ ン M	4 3	”	
” L	4 0	”	
” LL	5 2	”	
ガ ウ ン (医師会用) M	6 0	”	
” L	6 0	”	
” LL	6 0	”	
ガ ウ ン (マスクなし)	1 0	”	
ゴーグル	3 0	”	
ヘアキャップ (MCS-202)	7 0	”	
” (MSC-204)	1 0	”	
靴カバー	7 4	”	
デイスボシューズカバー	3 6	”	
滅菌ドレープ	4	”	
ゴム手袋 (内層用)	3 4 5	”	6→91, 6.5→128, 7→126
” (外層用)	2 3	”	
ゴム長靴	1 4	”	白→1 0、黒→4
N 9 5 マスク (Mサイズ)	8 3	”	外箱に製造年月もしくは有効年月の記載有り
” (Sサイズ)	1 0 0	”	
器具類		”	
電動式噴霧器	2	”	
電子体温計	2	”	
電子耳体温計	5	”	
金バサミ	8	”	
その他		”	
エタノール洗浄液 (500ML 瓶)	4 6	”	
廃棄物処理用滅菌ビニール袋	6 4	”	
廃棄物処理専用ダンボール箱	6	”	
ブルーシート	1 1	”	大 8, 小 3
バ ケ ッ (大)	3	”	

表 6-2-1 健康危機管理対応物品リスト (診察室4およびその他) 平成16年11月現在

物 品 名	数 量	保 管 場 所	備 考
○炭疽菌出動用フルセット	L L 2	診察室4 (壁面棚)	
	L 3	〃	
・防護マスク	5	〃	吸収缶期限切れ
・ゴーグル	5	〃	
・防塵頭巾	5	〃	
・防護服	5	〃	
・防護靴カバー	5	〃	
・レインコート	5	〃	
・手袋 (布、白)	5	〃	
・ゴム手袋 (緑)	5	〃	
・採取綿棒 (シードスワブ2号) 臨床検体用	1	〃	100本入り期限切れ
〃 (ふきふきチェック) 環境検査用	47	〃	10本入り期限切れ (環境)
・滅菌バック (オートクレーブ用)	13	〃	1セット3枚
○炭疽菌出動用予備セット	5	〃	
・防護マスク	5	〃	吸収缶期限切れ
・ゴーグル	5	〃	
・防塵頭巾	5	〃	
・防護服	5	〃	
・防護靴カバー	5	〃	
・手袋 (布、白)	5	〃	
・ゴム手袋 (緑)	5	〃	
○その他			
・接着テープ (黄色)	2	〃	
・中和剤 (チオ硫酸ナトリウム)	2	〃	
・ポリバケツ蓋付き	2	〃	
・ブルーシート	4	〃	
・プラスチックシリンダー	1	〃	2000cc用
・ジョロ	2	〃	
・手動ポンプ	2	〃	
・タオル	50枚	〃	
・シーツ	8	〃	
・デッキシューズ	5	〃	
・防塵マスク (3M製 9915)	10	〃	サイズ、製造日不明
・滅菌バック	26	〃	
・運搬用バック	3	〃	
・手動式噴霧器	2台	〃	
・次亜塩素酸ソーダ	20kg×2	4F薬品室	平成15.4月製造
・懐中電灯	3	1F事務室	



表9 初動チームの編成

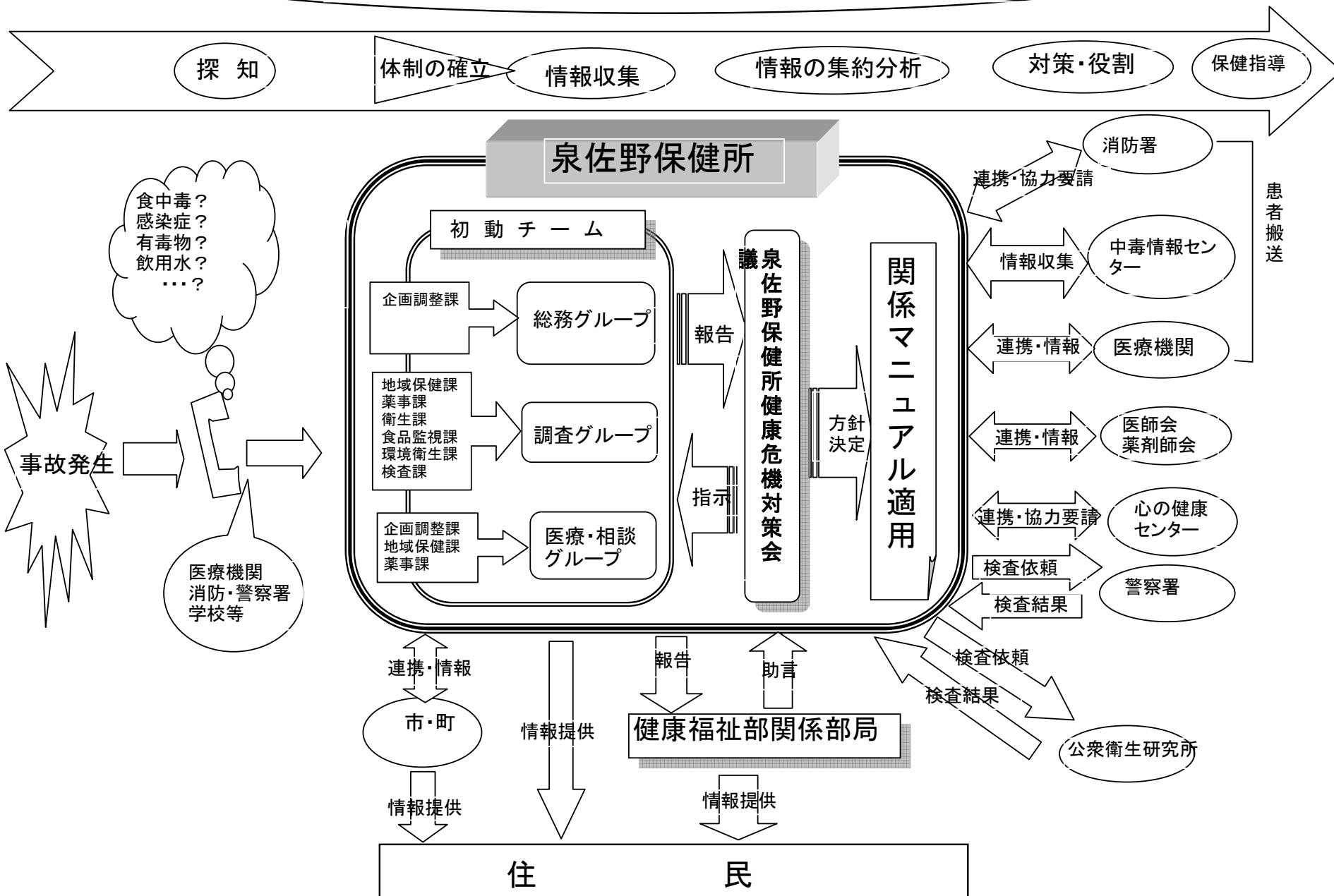
	業務内容	担当課	グループ職種
総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の招集</li> <li>・ 本庁との連絡調整</li> <li>・ 関係機関の連絡調整</li> <li>・ 報道対応</li> <li>・ 記録作成</li> <li>・ その他の庶務</li> </ul>	企画調整課	事務吏員 ケースワーカー
調査グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 被害状況調査</li> <li>・ 原因究明調査</li> <li>・ 検体採取・搬入</li> <li>・ 被害拡大の防止</li> <li>・ 消毒の指示・実施</li> </ul>	衛生課 地域保健課 食品監視課 環境衛生課 薬事課 検査課	食品衛生監視員 環境衛生監視員 医師 保健師 放射線技師 事務吏員 検査技師 薬剤師
医療・相談グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関の確保</li> <li>・ 患者搬送の調整</li> <li>・ 患者の救護活動※</li> <li>・ 電話相談</li> <li>・ 障害者などの被害状況把握</li> </ul>	地域保健課 企画調整課 薬事課	医師 保健師 ケースワーカー 事務吏員 栄養士 薬剤師

※被害が甚大な場合

表10 健康危機管理の適用要綱等

想定されるケース	適用する要綱等	対応(設置する対策本部等)	
感染症	大阪府感染症対策マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の種類に応じて、マニュアルに定められた対応を行なう</li> <li>・規模等発生状況に応じ、O157等感染症対策マニュアルを適用する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症急性呼吸器症候群(SARS)対応指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応指針に基づきSARS対応体制を行なう</li> <li>・SARS患者搬送マニュアルに従い指定医療機関に搬送隔離する</li> </ul>	
	高病原性鳥インフルエンザ対応指針(ヒト感染症対策編)	高病原性鳥インフルエンザが指定感染症の指定を受けた場合はSARS対応指針に準ずる	
食品等を介する場合	腸管出血性大腸菌が原因の場合(ベロ毒素検出後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・O157等感染症対策マニュアル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルに定められた感染症対応を行なう</li> <li>・規模等発生状況に応じ、O157対策本部を設置する</li> </ul>
	その他の細菌等が原因の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府食中毒対策要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱に定められた食中毒対応を行なう</li> <li>・規模等発生状況に応じ、食中毒対策本部を設置する</li> </ul>
	有害物質が原因の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府食中毒対策要綱</li> <li>・大阪府有毒物質災害対策実施要領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱に定められた食中毒対応を行なう</li> <li>・規模等発生状況に応じ、食中毒対策本部を設置する</li> </ul>
	医薬品による健康被害	大阪府医薬品健康危機管理実施要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品の安全性情報の内容に応じて、要領に定められた対応を行なう</li> </ul>
	飲料水による健康被害	大阪府飲料水健康危機管理実施要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要領に定められた対応を行なう</li> <li>・規模等発生状況に応じ、O157等感染症対策マニュアルを適用する</li> </ul>
食品等を介さない有害物質災害の場合	大阪府有毒物質災害対策実施要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の内容に応じた関係機関が中心となる</li> <li>・医療体制については、必要に応じ、有害物質対策の庁内連絡会議を設置する</li> </ul>	
NBCテロの場合	NBCテロ対処現地関係機関の連携指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府域で化学テロが発生した場合の関係機関の連携</li> </ul>	

# 大阪府泉佐野保健所健康危機発生時概念図



## (別紙2)

### 大阪府泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議設置要綱

#### (目的)

第1条 大阪府泉佐野保健所管内住民の健康危機による健康被害の未然防止及び健康危機発生時の対応について、関係機関が相互に意見交換・情報交換を行い、ネットワークを構築し、地域住民の安全・安心を確保することを目的に、大阪府泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

#### (構成)

第2条 連絡会議は、大阪府泉佐野保健所管内の健康危機管理に関わる行政機関、医療関係団体等(以下「関係機関」という。)で構成する。(別紙3のとおり)

- 2 連絡会議に関係機関の長で構成する委員会と実務担当責任者で構成する幹事会を置く。
- 3 委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員長には大阪府泉佐野保健所長の職にあるものを充て、副委員長には泉佐野泉南医師会会長及び泉佐野市消防本部消防長の職にあるものを充てる。
- 4 幹事会に幹事長1人を置き、大阪府泉佐野保健所次長の職にあるものを充てる。
- 5 委員及び幹事の任期は、現職在任中とする。なお、人事異動等があった場合は、その後任者または新たに選任する者を委員及び幹事とする。
- 6 連絡会議には、必要に応じて部会を設置することができる。
- 7 その他必要とされる機関を加えることができる。

#### (連絡会議の開催)

第3条 委員長及び幹事長は原則として年に1回委員会及び幹事会を開催するものとする。また、臨時に委員会及び幹事会を開催することができる。

- 2 委員長は委員会において議長を務めることとし、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代行する。幹事長は幹事会において議長を務める。
- 3 その他必要と認められる場合は、有識者を招聘することができる。

#### (機能及び業務)

第4条 連絡会議の機能及び業務は次のとおりとする。

- 1 関係機関は、各機関の健康危機管理に関する平常業務及び健康危機発生時における対応策その他関連する事項等について意見交換、情報交換を行う。
- 2 関係機関は、共同で訓練、研修、シミュレーション等の実施を行うことにより、健康危機発生時における役割分担等について確認を行い、連携を強化する。
- 3 平常時及び健康危機発生時における情報交換は、幹事がこれにあたる。

#### (事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、大阪府泉佐野保健所(企画調整課)に置き、事務局長は、泉佐野保健所健康危機管理・総合調整担当参事の職にある者を充てる。

#### 附 則

この要綱は、平成16年9月29日から施行する。

(別紙4)

大阪府泉佐野保健所健康危機対策会議の設置

1 (設置)

泉佐野保健所健康危機管理対応指針に基づき、有害物質（毒物、劇物等、身体に障害を及ぼす科学物質をいう）、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の原因により大規模もしくは重大な健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合で、管内住民の健康及び生命の安全を確保するため初動チームが収集した情報を分析し方針決定を行うため、泉佐野保健所健康危機対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 (所掌事項)

会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- 1 健康危機についての対応方針に関すること。
- 2 関係各課の役割分担に関すること。
- 3 報道機関等に対する情報提供に関すること。
- 4 その他健康危機への対応に必要な事項に関すること。

3 (構成)

- 1 会議に委員会、副委員長及び委員を置く。
- 2 委員長は、保健所長をもって充てる。
- 3 副委員長は、次長、健康危機管理チーム長をもって充てる。
- 4 委員は、別紙5の各班長をもって充てる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者について会議に出席させ説明を求めることができる。

4 (会議)

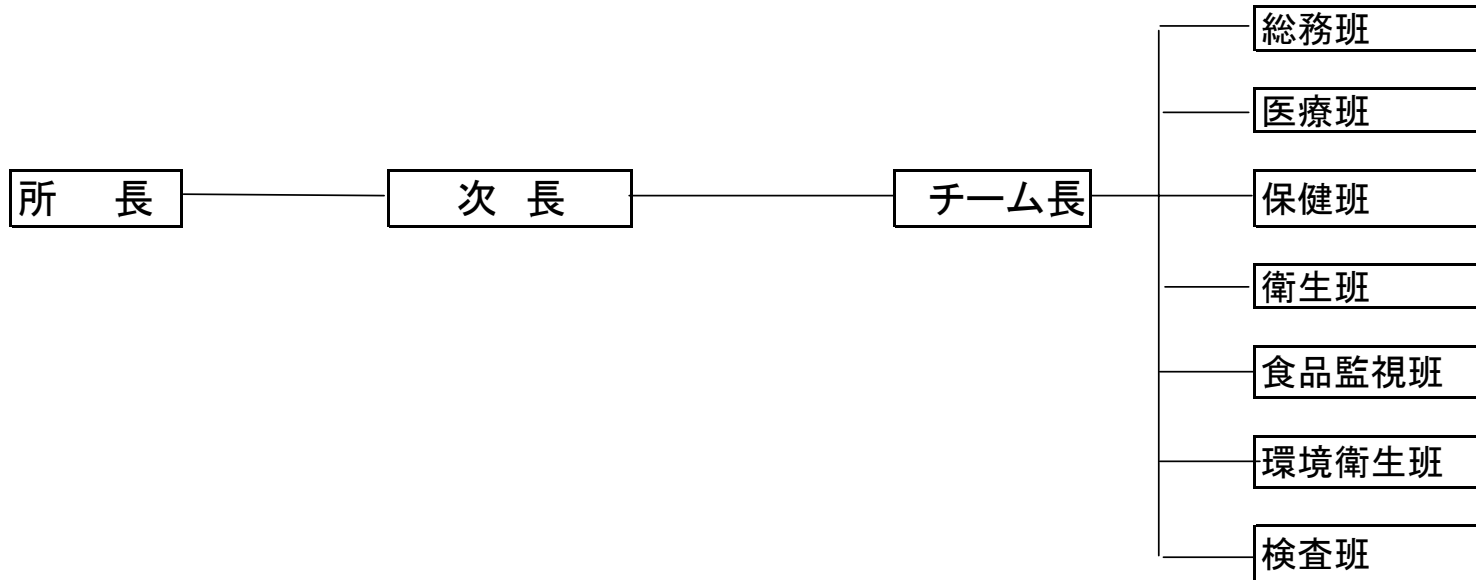
会議は、委員長が招集する。

5 (庶務)

会議の庶務は、企画調整課に置く。

(別紙5)

### 健康危機管理の所内対応体制



所長	連絡会議委員長、健康危機対策会議委員長			
次長	連絡会議幹事長、健康危機対策会議副委員長			
参事	健康危機管理チーム長、健康危機対策会議副委員長			
班名	班長	副班長	班員	業務
総務班	◎企画調整課長	○企画補佐 ○総務総括	総務グループ 栄養広域グループ	(1) 総務班所管の健康危機管理に関すること (2) 健康危機管理に必要な機器、備品の点検・整備

		○栄養総括	企画グループ	(3)連絡会議及び健康危機対策会議の事務局 (4)関係規定の整備、改正 (5)健康危機管理を想定した訓練の実施 (6)情報管理、広報、報道に関すること (7)府民に対する啓発に関すること (8)ボランティアの受け入れ・派遣 (9)関係機関との連絡調整 (10)他の所管に属さないこと
医療班	◎地域保健課長	○感染症グループリーダー ○精神保健グループリーダー	感染症グループ 精神保健グループ	(1)医療班所管の健康危機管理に関すること (2)健康危機管理発生時の病床の確保 (3)入院患者の病状把握 (4)医療機関との調整に関すること (5)健康被害者への健康相談及び心のケア (6)非常時要訪問者への把握、ケア (7)健康危機発生時の対応、医療機関の情報整備
保健班	◎保健補佐	○母子グループリーダー ○難病グループリーダー	母子グループ 難病グループ	(1)保健班所管の健康危機管理に関すること (2)健康被害者、家族への健康相談及び心のケア (3)非常時要訪問者への把握、ケア (4)健康危機管理発生時の対応医療機関の情報整備
衛生班	◎衛生課長	○衛生補佐	衛生課	(1)衛生班所管の健康危機管理に関すること
薬事班	◎薬事課長	○薬事課主査	薬事課	(1)薬事班所管の健康危機管理に関すること (2)健康危機管理発生時の医薬品情報の整備及び医薬品、衛生材料の調達並びに毒劇物の調査等に関すること
食品監視班	◎食品監視課長	○食品監視課主査	食品監視課	(1)食品監視班所管の健康危機管理に関すること
環境衛生班	◎環境衛生課長	○環境衛生課主査	環境衛生課	(1)環境衛生班所管の健康危機管理に関すること
検査班	◎検査課長	検査課主査	検査課	(1)検査班所管の健康危機管理に関すること



# FAX送付状

平成 年 月 日

<b>あて先</b>          様	<b>送信元</b> 大阪府泉佐野保健所  担当( )  電話 0724-62-7701 FAX 0724-62-5426
<b>送信枚数</b> 本状のみ	

このファクシミリについて

- 後ほど電話します  
 届きましたらお電話ください  
 改めて電話しませんが、よろしくお願ひします

<b>用 件</b>	<b>原因究明に係る資料の作成依頼について</b>
<p>貴所において発生しました健康被害の原因究明において、下記チェック項目の把握が必要となりますので至急に資料作成をお願いします。          なお、作成されました資料は、貴所に伺いました当所職員、もしくはFAXにて報告ください。</p>	
<input type="checkbox"/> 平常時の欠席状況 <input type="checkbox"/> 施設の平面図 <input type="checkbox"/> 最近2週間以内の施設内行事や参加した施設外行事 <input type="checkbox"/> 献立表 <input type="checkbox"/> 使用水の確認(水道水・井戸水の別) <input type="checkbox"/> 患者の糞便、吐物等の確保 <input type="checkbox"/> 施設の入所者数(通所者数)を男女別、年齢別 <input type="checkbox"/> 職員数(従業員数) <input type="checkbox"/> 職員(従業員)の出勤状況 <input type="checkbox"/> クラス別の欠席状況 <input type="checkbox"/> クラス別の有症状者数 <input type="checkbox"/> その他( )	

健康調査票

保健所名	大阪府泉佐野保健所	調査年月日		調査者	
------	-----------	-------	--	-----	--

氏名	男・女					集団生活	保育園・幼・小・中・高・その他	
生年月日	( 才 )							施設入所・通所・職員
職業	( 職種 )					施設名 (クラス)	( 年 組 )	
住所								
電話番号								
年月日	/	/	/	/	/	発症日時	月	日 時 分
症状						初発症状		
腹痛(部位)						受診年月日	年	月 日
下痢(回数)						病院名		
便の性状						主治医		
しぶり腹						受診時の症状		
嘔気						発熱	( )	°C
嘔吐						下痢	回/day	
発熱(°C)						嘔吐	回/day	
頭痛						その他		
悪寒						検査内容		
戦慄						治療内容		
倦怠感						(内服薬)		
脱力感						次回受診予定日		
麻痺						1ヶ月以内の海外渡航歴	本人・その他	
痙攣						有・無	渡航先 ( )	
げっぷ						1ヶ月以内の国内旅行	本人・その他	
眼の異常						有・無	旅行先 ( )	
体に発疹						家庭内に同一症状	本人との関係( )	
寝込んだか						有・無	発症日 ( )	
その他の症状								
登・出勤状況								

家族構成	患者との関係	氏名	年齢	職業

様式3-2

外食と家庭食の別

	発症日 /	前日 /	/	/	/	/	/
朝食							
昼食							
夕食							

指導内容	<input type="checkbox"/> 手洗い・消毒方法について ・トイレ(便器・水洗レバー・ドアノブ・手の触れるところ)・お風呂・衣類 ・消毒薬の種類(アルコール 次亜塩  その他) <input type="checkbox"/> 洗濯について <input type="checkbox"/> よく火を通したものを食べる。 <input type="checkbox"/> 検便についての説明をして、容器を渡した。 <input type="checkbox"/> ( 月 日に保健所に持参か 取りに行く) <input type="checkbox"/> 喫食調査用紙を渡した。 <input type="checkbox"/> 就業制限の用紙を渡した。 <input type="checkbox"/> 同行者調査の同意を得る。 <input type="checkbox"/> その他
------	---

様式4

総務グループチェックリスト

大項目	中項目	項目	チェック欄 (日付、サイン)
総	物品の調達	必要物品のリストアップ	
		在庫数量の確認	
		不足分の調達(発注・借用)	
		受払い簿への記簿	
		緊急用タクシーチケット、通行券の用意	
		緊急用食事、寝具の手配	
務	必要書類の準備	行動記録票	
	関係機関との連絡体制	関係機関の代表者、担当者の確認	
	人の手配	対応人員の確保	
	マスコミの対応	対応の記録のまとめ	
	府民対応	府民からの問合せ、相談電話のとりまとめ	
	行動記録の作成	統一様式の配布、回収、とりまとめ	
	その他	ボランティアの受入れ	

様式5

調査グループチェックリスト

大項目	中項目	項目	チェック欄
対 人 調 査	通報者について	通報者の氏名、住所、連絡先の確認	
	患者について	発症日時、及び場所の把握	
		患者の氏名、住所、及び連絡先の確認	
		発症前、概ね72時間前の喫食状況	
		患者の発症状況の確認	
		受診状況の把握	
		グループ内の、他の発症状況	
		患者の勤務先、及び学校等の確認	
		マヒ、けいれん等の特異症状の有無	
	検査について	患者の糞便、吐物等の確保	
		食品残品の確保	

対 物 調 査	施設について	平常時の欠席状況の把握	
		施設平面図の入手	
		行事表、旅行行程等の入手	
		献立表の入手	
		従業員の健康状況(渡航歴を含む)の確認	
	製品について	調理数量の確認	
		納品先(提供先)の確認	
		販売先での事故、苦情の発生状況の確認	
	検査について	使用水の確認	
		食品残品の確認と確保	
		検食の確認と確保	
		施設の拭き取り	
		調理従事者の検便の指示	

大項目	中項目		項目	チェック欄
対 物 調 査	水 道	直 圧	発生施設内の給水栓における残留塩素の状況	
			給水装置の異常の有無	
			給水栓水の水質状況	
			発生施設の近隣における被害発生の有無、及び残留塩素の状況	
			府営水道水か自己水系か	
			水道水の給水状況(水道工事施工状況、原水、浄水の水質状況)	
	水	受水槽方式	受水槽、及び末端給水栓等における残留塩素の状況	
			収去検査による水質状況	
			発生施設の近隣における被害発生の有無、及び残留塩素の状況	
			府営水道系か自己水系か	
			水道水の給水状況(水道工事施工状況、原水、浄水の水質状況)	
	井 戸 水 等		収去検査による水質状況	
			近隣あるいは上流側の汚染源の有無	
			下流側の水道水源の有無	
			近隣における被害発生状況	
			近隣地域の井戸の所在、利用状況⇒必要に応じ水質検査を実施	
			水道を併用しているか否か	

様式6

医療・相談グループチェックリスト

大項目	中項目	項目	チェック欄
相談者について	医療機関受診の勧奨	相談者氏名、通報時間、相談内容、連絡先電話番号 (必要時は保健所が医療機関と協議し医療を確保する)	
通報者について		便所の供用の有無の確認	
		手洗い設備、手拭タオルの共用等確認	
		下水道状況確認	
		飲料水設備状況	
		炊事場、風呂供用の有無の確認	
		動物飼育状況の確認	
		病名不明の場合、疑う疾患の潜伏期間から推定した喫食調査	
		※現在の症状の確認(定期的に行なう)	
		※検査所見の確認	
		※特定医薬品の必要性の確認	
		※今後の見通し、治療方針の確認	
	※原因精査して不明の場合、検体分与依頼(便、尿、血液、咽頭拭い液、喀痰等)		
複数患者の対応について	複数患者の有無の確認	同じ症状者が複数いるかどうかの確認(聴き取り段階で)	
	なければサーベランスの実施		
	あれば、その者の受診状況の確認・患者調査へ	受診していなければ、行政サービスとしての検便等検査の実施、または医療機関の受診勧奨(医師会等に発生情報を提供し協力を要請する)	

## 参考

### 資料リスト

#### (1) 大阪府

- ・ 保健所における「健康危機管理チーム」設置要綱 健康福祉部 平成 16 年 4 月 1 日
- ・ 大阪府危機管理対応指針第 2 版 危機管理室 平成 15 年 5 月
- ・ 大阪府災害応急対策実施要領 危機管理室 平成 15 年 11 月改正
- ・ 大阪府保健所災害応急対策実施要領 健康福祉部地域保健課 平成 10 年 1 月
- ・ 大阪府災害時医療救護活動マニュアル(基本編)(資料編)医療対策課 平成 14 年 4 月
- ・ 薬務課災害時医薬品等供給マニュアル 薬務課 平成 15 年 3 月
- ・ 大阪府健康危機管理基本指針 保健衛生部保健衛生総務課 作成時期不明
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ対応指針第 1 版ヒト感染症対策編 健康福祉部感染症難病対策課 平成 16 年 3 月
- ・ 大阪府感染症対策マニュアル 保健衛生部 平成 11 年 4 月
- ・ 重症急性呼吸器症候群(SARS)対応指針第 3 版 健康福祉部感染症難病対策課 平成 16 年 3 月 23 日
- ・ SARS 患者移送マニュアル第 1 版 健康福祉部感染症難病対策課 平成 15 年 10 月
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症実務マニュアル 環境保健部保健予防課 作成時期不明
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症のための保健指導マニュアル第 4 版
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症のための検査体制の整備マニュアル
- ・ 「健康増進課」腸管出血性大腸菌 O157 等感染症対応マニュアル(第 2 版)  
上記 3 点 環境保健部健康増進課 作成時期不明
- ・ O157 等感染症対策マニュアル 環境保健部環境衛生課 作成時期不明
- ・ O157 に係る医療体制について 環境保健部医療対策課 作成時期不明
- ・ O157 等感染症対策マニュアル-殺菌消毒薬等確保供給対策-環境保健部薬務課 作成時期不明
- ・ O157 等感染症対応マニュアル 環境保健部環境局水質課 作成時期不明
- ・ 輸入感染症対策マニュアル 環境保健部 平成 6 年 9 月
- ・ 大阪府食中毒対策要綱 健康福祉部食の安全推進課 平成 16 年 4 月
- ・ 大阪府食中毒処理要綱 健康福祉部食の安全推進課 平成 16 年 4 月
- ・ 大阪府食中毒調査マニュアル 健康福祉部食の安全推進課 平成 16 年 4 月

- ・ 大阪府有害物質災害対策実施要領 健康福祉部総務課 平成 13 年 10 月
- ・ 大阪府飲料水健康危機管理実施要領 健康福祉部環境衛生課 平成 14 年 4 月
- ・ 大阪府医薬品健康危機管理実施要領 健康福祉部薬務課 平成 13 年 2 月
- ・ NBC テロ対処現地関係機関の連携指針 大阪府緊急テロ対策剛三連絡会議幹事会  
平成 15 年 1 月
- ・ 毒物劇物製造・輸入業及び業務上取扱い業者一覧(めっき、金属処理)《部外秘》  
薬事課 平成 15 年 5 月
- ・ 毒物劇物等薬物中毒発生時における解毒剤の備蓄一覧《部外秘》  
薬事課 平成 15 年 12 月
- ・ 泉佐野保健所災害対策マニュアル
- ・ 大阪府地域防災計画

(2) 国(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> で入手可能)

- ・ 厚生労働省健康危機管理基本指針 平成 13 年改訂
- ・ 医薬品等健康危機管理実施要領 平成 13 年 1 月第 2 次改定
- ・ 感染症健康危機管理実施要領 厚生労働省健康局 作成時期不明
- ・ 飲料水健康危機管理実施要領 厚生労働省健康局 平成 13 年 3 月一部改定
- ・ 地域における健康危機管理について(地域健康危機管理ガイドライン) 地域における健康危機管理のあり方検討会 平成 13 年 3 月
- ・ 食中毒健康危機管理実施要領 厚生労働省医薬食品局食品安全部 平成 15 年 9 月最終改訂
- ・ 地方厚生(支)局における健康危機管理実施要領 平成 14 年 1 月
- ・ 地方厚生(支)局における健康危機管理対応マニュアル 平成 14 年 1 月
- ・ 地方厚生(支)局における健康危機管理対応の要点 平成 14 年 1 月

(3) 他の自治体(各ホームページで一部入手可能。ただし東京都のマニュアルは概要版のみ可)

- ・ 泉佐野市地域防災計画 平成 10 年 3 月
- ・ 泉南市地域防災計画 平成 13 年度修正
- ・ 阪南市地域防災計画 平成 11 年修正

- ・ 熊取町地域防災計画 平成 12 年 3 月
- ・ 田尻町地域防災計画 平成 11 年修正
- ・ 岬町地域防災計画 平成 13 年修正
- ・ 堺市健康危機管理総合基本指針及び関係要領 堺市健康福祉局健康部  
平成 15 年 4 月
- ・ 東京都 NBC 災害対処マニュアル(概要版) 東京都 平成 16 年 3 月
- \* 今後、大阪市(不明)、東大阪市(現時点で未作成)、高槻市(現時点で未作成)の指針  
等も揃える予定

(4) 他機関

- ・ 災害時精神保健医療マニュアル 日本精神病院協会 1996 年 1 月

(5) 米国

(<http://www.nbc-med.org/SiteContent/MedRef/OnlineRef/FieldManuals/fm4-02.7.pdf> で入手可能)

- ・ Health Service Support in a Nuclear, Biological, and Chemical Environment  
Headquarters, Department of the Army, 2002 年 10 月

(6) 感染症情報センター <http://idsc.nih.gov/index-j.html>

(7) 情報収集のため普段から閲覧しておくホームページ

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>

感染症情報センター <http://idsc.nih.gov/index-j.html> 等